

採点項目表（総括）

起工番号 号
 検査番号 号

※ 該当項目の に数字「1」を入力する。

2 施工状況

II. 工程管理

不要 YES NO

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当初工期を厳守し工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期的制約がある場合において指示工期内（標準工期の90%以下）に工事を完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	隣接する他の工事との積極的な工程調整を行った。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地元調整を積極的に行い、業者の責によるトラブルもなく完成させた。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工期や工程に関して、発注者側の手を煩わすことがなかった。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	専任の技術者が現場常駐していた。（工事請負金額3500万円以上）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工体制が充実していた。（外計計画書が提出され、施工体制台帳、施工体系図が適切である。）

YES-NO=

判定

- YES-NO= +5以上・・・a
- YES-NO= +3～+4・・・b
- YES-NO= 0～+2・・・c
- YES-NO= -2～-1・・・d
- YES-NO= -3以下・・・e
- 工程管理に重大な不備があった。・・・e

III. 安全対策

不要 YES NO

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んだ。（店社パトロール実施、災害防止協議会の設置と開催など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 （KY活動実施、新規入場者の教育など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。（アイデアの提案と実施など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現場内外の安全対策を積極的に行い、事故防止に真剣に取り組んだ。 （交通安全対策、第三者に対する災害防止対策など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注意指導がない、または注意指導事項を真剣に受け止め、それに対して迅速かつ適切に対処した。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事期間中は小さな事故等のトラブルもなかった。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工により、埋設物や家屋等の第三者の財産に損害を与えなかった。（事業損失など）

YES-NO=

判定

- YES-NO= +5以上・・・a
- YES-NO= +3～+4・・・b
- YES-NO= 0～+2・・・c
- YES-NO= -2～-1・・・d
- YES-NO= -3以下・・・e

4 工事特性

工事特性とは、作業環境の対応での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、**その履行が的確に行われた場合に、積極的に評価するものである。**

その概要を余白に記入すること。

なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

該当なし。

I 構造物の特殊性への対応

- 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
- 2. 施工条件が特に変化する工事
- 3. 対象構造物の形状が複雑である工事

II 上記IIの地区以外での作業環境、社会条件等への対応

- 4. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
- 5. 緊急時に対応が特に必要な工事
- 6. 施工箇所が広範囲にわたる工事
- 7. 夜間工事

III 厳しい自然・地盤条件への対応

- 8. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- 9. 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事
- 10. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 11. その他（理由： _____）

IV 長期工事における安全確保への対応

- 12. 12か月を越える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
※但し、文書注意に至らない事故は除く。
- 13. その他（理由： _____）

V その他
 その他 ()

評 点 : 点

6 社会性等

I. 地域への貢献等

《各種事例》

- 付近の地域清掃や草刈り等の環境・景観対策
- 工期中の災害等の緊急な復旧工事、救援活動、防災活動
- 現場紹介広報紙、現場見学会
- 各種表彰
- 地域住民の要望に対する自主的な対応
- 地元主催のイベント等への積極的な参加
- 周辺環境への積極的な配慮（粉塵、騒音、振動、水質汚濁等）
- その他 ()
- その他 ()

※上記の該当があれば次のaかbを選ぶこと。なければcを選ぶこと。その概要を余白に記入すること。

- a 3項目以上にわたってよく貢献した。 判 定
- a' 2項目にわたってよく貢献した。
- b 1項目によく貢献した。または複数項目で多少貢献した。
- b' 1項目に多少貢献した。
- c 特になし

7 法令遵守等

判定

	措 置 内 容	点 数
	1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5. 文書注意	-8点
	6. 口頭注意	-5点
	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、軽微なため処分がなかった場合	-3点
+	8. 総合評価評価内容がすべて履行されなかった場合	-20点
+	9. 総合評価評価内容が一部履行されなかった場合	-10点
+	10. 総合評価において、受注者の責による配置技術者の変更があった場合（極めて特別な場合を除く）	-10点
	11. 項目該当なし	0点

①本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所、総合評価の提案内容等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社等の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提示した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承諾を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請け代金の額を減じているなどの、それに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の対応が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16. 項目「10」の「極めて特別な場合」とは、変更する理由が、技術者の死亡、長期入院、退職、出産、育児、介護等であり、変更後の技術者変更前の技術者と同等以上の資格及び工事成績評定点を有する技術者を配置することができる場合。